

# 学校法人会計について

## 学校法人会計と企業会計との違い

学校法人も企業と同様に経済活動を営んでいる点では同じですが、学校法人は、学校を運営し、その目的である教育・研究活動を遂行することにより、企業のように営利を目的とすることはできません。

企業会計は、計算書類からその経営成績を知ることによりありますが、学校法人会計は計算書類によって安定的、継続的に教育研究活動が行われているか否かを知ることによりあります。学校法人の収入のほとんどは学生生徒入学金や授業料、国や地方公共団体からの補助金であり、支出に関しては教育・研究の発展のための支出であり、これを削減することが難しいのが特徴です。

国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成しなければなりません。その会計基準では、「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」の各計算書類の作成が義務づけられています。

### 資金収支計算書

当該会計年度に行った諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにし、支払資金(現金及び預貯金)の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。

### 消費収支計算書

当該会計年度の消費収入と消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにし、学校法人の経営状況を表すものです。

### 貸借対照表

決算日(年度末)における資産、負債、基本金および収支差額を明らかにし、学校法人の財政状態を表します。